

藤田医科大学訪問介護ななくり運営規程

施行 令和2年4月1日

改正 令和7年3月15日

(事業の目的)

第1条 学校法人藤田学園が開設する藤田医科大学訪問介護ななくり（以下、事業所という）が行う指定訪問介護、予防専門型訪問サービス及び生活支援型訪問サービスの事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するために必要な職員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、訪問介護員等という）が、要介護状態、介護予防状態であり、主治の医師が必要と認めた要介護者等に対し、適正な運営及び指定訪問介護、第1号訪問事業、介護予防型サービスの事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問介護、介護予防訪問サービスの基本方針として、訪問介護員等は、事業所を利用する要介護者等（以下、利用者という）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 第1号訪問事業の基本方針として、訪問介護員等は、要支援状態にある高齢者又は事業対象者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、掃除・洗濯・調理等の生活援助を行う。

3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター（以下、居宅介護支援事業者等という）等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 藤田医科大学訪問介護事業ななくり
- (2) 所在地 三重県津市津市東丸之内4-21

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、職務の内容、員数及び資格は次のとおりとする。

職種	職務内容	人員数	資格
管理者	事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う	1名（常勤）	
サービス提供責任者	訪問介護ステーションの総括及び企画調整	2名（常勤・兼務）	介護福祉士
訪問介護員	訪問介護の実施	3名以上（常勤・兼務）	介護福祉士又は実務者研修・初任者研修、ヘルパー1級・2級

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、利用者やその家族から24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問介護、介護予防訪問型サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護サービス計画に基づいてサービスを提供する。

- (1) 身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、着替介助、体位交換、通院介助
- (2) 生活援助 食事の支度、洗濯、掃除、買い物、薬の受取

(指定訪問介護等の利用料等)

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
3. 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、徴取しない。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、津市全域とする。

(緊急時の対応)

第9条 訪問介護員等は、緊急時には利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従うとともに、緊急連絡先に連絡するものとする。

2. 訪問介護員等は、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
3. 訪問介護員等は管理者に対し、速やかに前各項の対応につき報告しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、業務継続計画という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、訪問介護員等及び事業所の使用する者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第11条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 訪問介護員等及び事業所の使用する者に対し、藤田医科大学七栗記念病医院の感染防止委員会の指導に基づき、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を周知すること
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること
- (3) 訪問介護員等及び事業所の使用する者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること

(虐待防止のための措置)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のために、藤田医科大学七栗記念病院虐待防止指針に則り、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 当院における藤田医科大学七栗記念病院虐待防止委員会（以下、虐待防止委員会という）の定期的な開催
- (2) 虐待防止委員会における審議事項に係る経過及び結果の、従業者に対する周知徹底
- (3) 利用者に対する虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (4) 利用者及び利用者の家族等高齢者を現に養護する者（以下、養護者という）からの通報の受付体制の整備
- (5) 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (6) その虐待防止のために必要と認める措置

2. 職員は、事業所の職員、又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに管理者を経由し、担当の地域包括支援センターに報告するとともに、津市に通報する。

3. 虐待防止委員会の構成及び運営については、藤田医科大学七栗記念病院虐待防止委員会規程（令和6年規程第15号）の定めるところによる。

(身体拘束等の禁止)

第13条 事業者は、利用者又は他人の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、本人又はその家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、介護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回

2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含

むものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所において定める。

(改正)

第15条 この規程の改正は、病院運営会議の議を経て、病院長の決定による。

附則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
2. 令和3年10月1日一部改正
3. 令和6年6月1日一部改正
4. 令和7年3月15日一部改正